

豊田市平戸橋いこいの広場、平戸橋公園、豊田市民芸館、豊田市本多記念民芸の森

指定管理者制度 公募に関するQ&A

美術・博物部 博物館 民芸館

	資料名	質問箇所	質問	回答
1	様式5 収支計画書	①収入計画欄について ②支出計画の人件費欄について ③消費税及び地方消費税欄について	①各項目ごとに税込み金額を記載してよろしいか。 ②人件費欄以外は税抜きと記載があるが、人件費額はどのように記載すればよいか。 ③消費税及び地方消費税欄は人件費も含めた金額に10%の額になっているが、人件費も消費税がかかるという認識でよいか。	①お見込のとおりです。 ②税込・税抜は関係なく積算された人件費総額を記載してください。 ③お見込のとおりです。
2	様式5 収支計画書	収支計画書中、支出計画部分の記載方法について	様式5 収支計画書は消費税及び地方消費税の記載欄があるものの、参考資料1の収支計画参考資料は消費税及び地方消費税込と記載がある。様式5の各項目は全て税抜額の記載でよいか。	収入計画は税込額、支出計画（人件費を除く）は税抜き額を記載してください。
3	様式5 収支計画書	2年目以降の人件費の考え方について	人件費スライド制が導入されるとあるが、2年目以降の積算についてスライド額を予測し積算するのか否か。	応募時点での賃金水準で人件費を積算してください。（今年度でいうと令和8年度の賃金水準で積算）スライド制度で毎年度精算するので予測は不要です。
4	様式5 収支計画書	収入合計と支出総合計記載について	支出総合計は「収入合計」の金額と一致すること、とあるが、各収入のその他（自主財源）と記載してよろしいか。	問題ありません。
5	募集要項 P14 (2)選定審査の日程	-	ヒアリング内容の詳細につきまして、ご教示いただけますでしょうか。	提出された事業計画書について、「選定審査基準書 別紙1 サービス得点加算基準」に記載の審査項目をベースに不明点等をヒアリングする予定です。 不明点や確認すべき点が無ければヒアリングは行いません。 ヒアリングを行わない場合は別途メール又は電話にてお知らせいたします。

豊田市平戸橋いこいの広場、平戸橋公園、豊田市民芸館、豊田市本多記念民芸の森

指定管理者制度 公募に関するQ&A

美術・博物部 博物館 民芸館

	資料名	質問箇所	質問	回答
6	募集要項 P14 (2)選定審査の日程	-	プレゼンテーション審査に参加可能な人数について、制限がございましたらご教示いただけますでしょうか。	4名以内です。 ※4名の内、当該指定管理業務の「総括責任者」及び「業務担当者」の出席を求めます。なお、諸事情によりこれらの方の出席が不可能である場合には、これに準ずる方の出席をお願いします。
7	別添資料2 収支計画見積注意事項 1 支出計画について	-	「賃金水準の変動により影響を受けるもの（給与・賃金・賞与・社会保険料等）については、スライド制度を適用し、毎年度指定管理料を変更するため、指定期間中の賃金水準の変動を見込まずに積算すること。」とありますが令和8年度を基準として積算するという認識でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
8	その他	-	市が指定する文化・スポーツ事業に係る講師料は、人件費スライド制度の対象に該当するとの認識でよろしいでしょうか。	人件費スライドの対象となるのは指定管理者が直接雇用する職員の人件費のみです。外部講師に対する講師料・報酬費等は人件費スライドの対象外となります。
9	その他	-	市が指定する文化・スポーツ事業に係る参加費については、指定管理者において決定することが可能との認識でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。